

6月から特定健康診査などが始まります

問 特定健康診査・健康診査…国民健康保険課 (TEL 048-796-8645)

生活保護・中国残留邦人等支援給付受給者の健康診査・がん検診…春日部市保健センター (TEL 048-736-6778)

健(検)診が健康づくりの第一歩

けんこう大使は特定健康診査の受診を推奨しています。



特定健康診査など

とき …6/1(月)～10/31(土)

ところ …実施医療機関(5月下旬ごろに対象者あてに送付する受診券・質問票に同封の「実施医療機関名簿」参照)

対象・費用

対象	費用
国民健康保険加入者(令和9年3/31(水)までに40歳～74歳になる人)	1,100円
後期高齢者医療制度加入者	無料
生活保護・中国残留邦人等支援給付受給者(40歳～)	

がん検診の同時実施が可能です

春日部市に住民登録のある人は、下記検診が同時に受診できます(別途、自己負担金あり)。

●肺がん・大腸がん検診

希望者は、同封されている問診票に記入し、受診の際にお持ちください。

●肝炎ウイルス検診

受診要件があります。詳しくは同封の案内をご覧ください。問診票は病院にあります。



5/31(日)～6/6(土)は禁煙週間です
問 春日部市保健センター (TEL 048-736-6778)

厚生労働省は、毎年5/31(世界禁煙デー)～6/6の1週間を禁煙週間と定めています。

たばこには、ニコチン、タールなどの有害物質が含まれ、肺がんやCOPD(慢性閉塞性肺疾患)、心疾患など多くの病気のリスクとなります。また、たばこの煙は、吸う本人だけでなく、受動喫煙によって周囲の人への健康にも悪影響を及ぼします。

禁煙週間を機に、自身の喫煙習慣を見直してみませんか。



古利根公園橋をライトアップします

禁煙週間に合わせて、古利根公園橋を受動喫煙防止のシンボルカラーであるイエローグリーンにライトアップします。

実施期間▶5/29(金)～6/7(日) 日没～22:00

春のクリーンデー(市内一斉清掃)
問 リサイクル衛生課 (TEL 048-797-8028)

居住地周辺の道路・公園・水路などに散乱したごみや、ポイ捨てごみを収集するなどの清掃活動を市内で一斉に行う、「春のクリーンデー」を実施します。昨年度は約210団体、23,000人が清掃活動に参加し、10.75トンのごみが収集されました。

今年も積極的に参加して、ポイ捨てごみのない、きれいで住みよいまちにしましょう。

とき▶5/31(日) 9:00～11:00

※小雨決行。雨天中止

清掃区域▶各自治会・地区単位

※詳しくは、地区内の回覧でお知らせします



肺の生活習慣病 COPD(慢性閉塞性肺疾患)について知っていますか?

- ▶少し動かただけで息切れがしやすくなった
- ▶風邪ではないのに1日に何度も咳が出る
- ▶粘り気のある痰が続く
- ▶走る・重い荷物を運ぶなどでゼイゼイやヒューヒューを感じることもある

上記症状が続く場合、COPD かもしれません。COPD は、早期発見・早期治療により、進行による呼吸器障害を予防することができます。気になる症状がある場合は、かかりつけ医に相談し、医療機関で呼吸機能検査を受けることをおすすめします。



6/1(月)は「人権擁護委員の日」
問 人権共生課 (TEL 048-736-1130)

人権擁護委員は、市民の皆さんの人権に関わる相談を受け、問題解決に向けたアドバイスを行う、法務大臣から委嘱された委員です。

★人権擁護委員(委員の住所)

小林委員(小淵)、中田委員(永沼)、藤田委員(八丁目)、新井委員(木崎)、山崎委員(新方袋)、小島委員(増田新田)、木場委員(大場)、大山委員(谷原)

市役所で人権相談を行っています(秘密厳守、無料)。日程は14面、または市 WEB をご覧ください。

なお、6月は特設人権相談日として実施します。予約は不要です。当日直接相談室にお越しください。

●特設人権相談日

とき▶6/3(水) 10:00～15:00

ところ▶市役所第二庁舎2階市民相談室

とき▶6/19(金) 10:00～15:00

ところ▶庄和総合支所2階相談室



5/12(火)は「民生委員・児童委員の日」～民生委員・児童委員を募集します～

問 福祉総務課 (TEL 048-796-8450)

民生委員・児童委員は、地域の人の相談に耳を傾け、専門機関などの支援へつなぐ役割を担うボランティアです。また、その中には、こどもや子育て家庭の相談支援などを専門的に行う主任児童委員もいます。報酬はありませんが、活動に必要な実費相当額を補助しています。月1回(平日が主)集まり、会議を行っています。随時募集していて、働いている人でも活動可能です。

任期▶令和10年11/30(木)まで

対象▶原則78歳未満(主任児童委員は原則58歳未満)で、知り得た情報の守秘義務を順守できる人。「地域に貢献したい」「福祉活動に携わりたい」など、民生委員・児童委員の活動に興味がある人



8月1カ月限定の放課後児童クラブ利用申請を受け付けます

問 こども育成課 (TEL 048-739-6836)



新たな取り組みとして、夏休み中である8月1カ月限定の利用申請を受け付けます。

申請期間▶6/1(月)～12(金)

申請方法▶申請書類を直接、市役所3階こども育成課へ

※入室には要件があります。詳しくは市 WEB をご覧ください

